## 税務訴訟資料 第261号-1 (順号11591)

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(○ ○)第● ●号 所得税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者・国

平成23年1月13日不受理・確定

(第一審・長野地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成22年1月22日判決、本資料260号-7・順号11363)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成22年7月14日判決、本資料260号-119・順号11475)

決 定

申立人

相手方
国

同代表者法務大臣 仙谷 由人

同指定代理人 坂本 新

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

## 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

## 第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成23年1月13日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金築 誠志

裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇